

「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」  
推 進 状 況

(令和6年度(2024年度))

令和7年(2025年)10月

北海道

# 1 困難な問題を抱える女性への支援のための施策

## 1 支援の内容

### ○ アウトリーチ等による早期の把握

#### 【主な取組】

- ・相談窓口周知のためのリーフレットの作成・配布
- ・道のホームページを活用した啓発や相談窓口の周知、パネル展の実施
- ・道立女性相談支援センターにおいて、新たにメール相談を開設

### ○ 相談支援

#### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターにおいて、相談や医学的、心理学的な援助、弁護士による法律相談を実施
- ・道立女性相談支援センター、各（総合）振興局、道本庁に配偶者暴力相談支援センターを設置
- ・民間団体等との連携による、性暴力・性犯罪や、予期しない妊娠等に関する相談支援を実施
- ・関係機関による支援が円滑に実施されるよう、支援者向け資料の作成に向けた検討を実施

### ○ 一時保護

#### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターによる一時保護及び民間シェルター等への一時保護委託による迅速かつ広域的な保護ができる体制の確保
- ・警察との連携による一時保護の実施及び、円滑な一時保護に資するための連絡体制を整備

### ○ 回復支援

#### 【主な取組】

- ・女性相談支援センターにおいて嘱託医及び心理士による医学的または心理学的な支援を実施
- ・道立女性相談支援センター（自立支援部門）への入所による日常生活の回復支援を実施
- ・民間団体や市町村との連携による一時保護解除後の日常生活の回復支援を実施

### ○ 同伴児童等への支援

#### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターにおいて同伴児童への学習支援を実施
- ・民間シェルターへの一時保護委託により、中学生以上の男児が入所できる施設を確保
- ・希望する学校へのスクールカウンセラーの配置による子どもの心のケア

### ○ 自立支援

#### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターにおいて、個々の状況に応じた自立に向け、生活支援や就労支援を実施
- ・一時保護中の自立支援から一時保護解除後の地域生活移行に向けた定着支援を民間シェルターへの委託により実施
- ・北海道居住支援協議会を活用した、居住支援法人との連携による住まいの確保に向けた支援を実施
- ・生活保護等や各種福祉制度の活用について、被害者等に対し相談窓口に係る情報提供や手続に係る支援を実施
- ・就業に向け、職業訓練制度等に係る相談対応や、各種相談窓口等の情報提供、各種研修・セミナー等の情報発信
- ・生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等に関する情報提供
- ・同伴する子どものいる被害者等に対して、児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金及び母子生活支援施設などの活用に関する情報提供や手続に係る支援を実施

## ○ アフターケア

### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターによる継続的な相談支援及び、市町村や民間団体等との連携による継続的なフォローアップを実施

## 2 支援の体制

## ○ 道立女性相談支援センター及び女性相談支援員の体制

### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターが中心となり、市町村や民間団体等との連携による包括的・継続的な支援を実施

## ○ 関係機関等との連携体制

### 【主な取組】

- ・警察や市町村等関係機関との連携による被害者の安全確認、被害者への情報提供等
- ・高齢者虐待又は障がい者虐待の場合の、市町村への通報及び届出に関する説明等
- ・北海道困難女性等支援調整会議及び各地域関係機関連絡会議を活用したケース検討や情報共有

## ○ 支援調整会議

### 【主な取組】

- ・北海道困難女性等支援調整会議を設置し、関係機関との相互連携による支援を実施するとともに、全道的な支援体制の強化を図る
- ・代表者会議～道全体の支援体制の確立・連携強化・対応力の向上
- ・実務者会議～各地域における支援体制の確立・連携強化・対応力の向上
- ・個別ケース検討会議～個別の対応では支援が困難なケースに係る状況把握と支援方針の検討

## ○ 教育・啓発

### 【主な取組】

- ・学校における男女平等参画等に関する教育の実施及び、教員研修等における子どもの権利に関する指導の在り方についての理解促進
- ・希望する学校へのスクールカウンセラーの配置による子どもの心のケア
- ・生命（いのち）の安全教育に関する実践事例、デートDVのチェックリストや相談窓口をホームページで周知
- ・民間団体が行うデートDV防止のための啓発活動に対する支援
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する理解促進のため、関係機関や支援団体、個人を対象としたセミナーを開催
- ・性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）周知用リーフレット・カードの作成・配布、道のホームページへの掲載、Web 広報の実施

## ○ 人材育成

### 【主な取組】

- ・女性相談支援員や配偶者暴力相談支援センターの相談員、民間団体の職員、その他関係機関の職員等が、相談対応等について理解や知識を得るための専門研修の実施及び国のオンライン研修の活用による研修機会の確保
- ・関係機関等を対象とした全道セミナーの開催
- ・民間シェルター等のサポーター養成のため、各地域において研修会を開催

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策

### 1 啓発の推進

#### ○ 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

##### 【主な取組】

- ・相談窓口周知のためのリーフレットの作成・配布【再掲】
- ・道のホームページを活用した啓発や相談窓口の周知、パネル展の実施【再掲】
- ・道立女性相談支援センターにおいて、新たにメール相談を開設【再掲】
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する理解促進のため、関係機関や支援団体、個人を対象としたセミナーを開催【再掲】

#### ○ 若年層に対する予防啓発の推進

##### 【主な取組】

- ・学校における男女平等参画等に関する教育の実施及び、教員研修等における子どもの権利に関する指導の在り方についての理解促進【再掲】
- ・希望する学校へのスクールカウンセラーの配置による子どもの心のケア【再掲】
- ・生命（いのち）の安全教育に関する実践事例、デートDVのチェックリストや相談窓口をホームページで周知【再掲】
- ・民間団体が行うデートDV防止のための啓発活動に対する支援【再掲】
- ・性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）周知用リーフレット・カードの作成・配布、道のホームページへの掲載、Web 広報の実施【再掲】

### 2 被害者の発見や相談体制の充実

#### ○ 被害者の早期発見と通報等への適切な対応

##### 【主な取組】

- ・関係機関による支援が円滑に実施されるよう、支援者向け資料の作成に向けた検討を実施【再掲】
- ・警察や市町村等関係機関との連携による被害者の安全確認、被害者への情報提供等【再掲】
- ・高齢者虐待又は障がい者虐待の場合の、市町村への通報及び届出に関する説明等【再掲】
- ・警察において、配偶者からの暴力を認知した際は、暴力の制止や再被害防止のために、検挙及び警告等を実施するとともに、各種制度や装備資機材を利用して被害者の保護対策、防犯指導を実施し、関係機関や各種制度について教示

#### ○ 相談体制の充実

##### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センター、各（総合）振興局、道本庁に配偶者暴力相談支援センターを設置【再掲】
- ・関係機関による支援が円滑に実施されるよう、支援者向け資料の作成に向けた検討を実施【再掲】
- ・配偶者からの暴力相談の受理に際し、その危険性・切迫性に応じて検挙等による加害行為の阻止を検討するとともに、安全な場所への秘匿避難や緊急通報装置の貸出しを含めた身辺警戒を実施
- ・被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、被害者の希望する性別の警察官による相談対応を実施
- ・被害者に対して防犯指導を実施するとともに、関係機関や各種制度等について教示。

### 3 安全な保護のための体制の整備、充実

#### ○ 保護体制の充実

##### 【主な取組】

- ・道立女性相談支援センターによる一時保護及び民間シェルター等への一時保護委託による迅速かつ広域的な保護ができる体制の確保【再掲】
- ・民間シェルターへの一時保護委託により、中学生以上の男児が入所できる施設を確保【再掲】
- ・道立女性相談支援センターにおいて、相談や医学的、心理学的な援助、弁護士による法律相談を実施【再掲】
- ・警察との連携による一時保護の実施及び、円滑な一時保護に資するための連絡体制を整備【再掲】
- ・配偶者暴力相談支援センター等において、保護命令制度の説明や申立に係る支援を実施
- ・被害者や、親族等の被害者関係者等に対し、警察の執り得る保護を含めた措置の説明と防犯指導を実施
- ・加害者に対して、保護命令の発令事実、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるように指導警告を実施

### 4 自立支援

#### ○ 総合的な支援体制の整備

##### 【主な取組】

- ・関係機関による支援が円滑に実施されるよう、支援者向け資料の作成に向けた検討を実施【再掲】

#### ○ 就業の促進

##### 【主な取組】

- ・就業に向け、職業訓練制度等に係る相談対応や、各種相談窓口等の情報提供、各種研修・セミナー等の情報発信【再掲】
- ・生活困窮者自立支援制度の活用が図られるよう実施機関等に関する情報提供【再掲】

#### ○ 住宅の確保

##### 【主な取組】

- ・北海道居住支援協議会を活用した、居住支援法人との連携による住まいの確保に向けた支援を実施【再掲】
- ・道営住宅における優遇措置や被害者の同居親族要件を緩和

#### ○ 福祉制度等の活用や情報提供

##### 【主な取組】

- ・生活保護等や各種福祉制度の活用について、被害者に対し相談窓口に係る情報提供や手続に係る支援を実施【再掲】
- ・同伴する子どものいる被害者に対して、女性相談支援センター及び振興局社会福祉課において、児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金及び母子生活支援施設などの活用に関する情報提供や手続に係る支援を実施【再掲】
- ・健康保険証の取得方法等や年金の取扱いについての情報提供及び、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行

#### ○ 同居する子どもの就学等

##### 【主な取組】

- ・希望する学校へのスクールカウンセラーの配置による子どもの心のケア【再掲】
- ・教育委員会及び学校と連携を図り、被害者と同居する子どもの就学等に必要な措置や、接近禁止命令等が発令された場合の対応について情報共有
- ・道立女性相談支援センターにおいて同伴児童への学習支援を実施【再掲】

## ○ 住民基本台帳の閲覧等の制限

### 【主な取組】

- ・ 支援措置の対象となると認められる被害者に対して、本支援措置制度について情報提供を図るとともに、市町村からの依頼により確認書を発行

## ○ その他

### 【主な取組】

- ・ 道立女性相談支援センターにおいて、個々の状況に応じた自立に向け、生活支援や就労支援を実施【再掲】
- ・ 道立女性相談支援センターによる継続的な相談支援及び、市町村や民間団体等との連携による継続的なフォローアップを実施【再掲】
- ・ 一時保護中の自立支援から一時保護解除後の地域生活移行に向けた定着支援を民間シェルターへの委託により実施【再掲】
- ・ 民間団体や市町村との連携による一時保護解除後の日常生活の回復支援を実施【再掲】

## 5 関係機関、団体の相互の連携協力

### ○ 民間団体との連携

#### 【主な取組】

- ・ 道立女性相談支援センターによる一時保護及び民間シェルター等への一時保護委託による迅速かつ広域的な保護ができる体制の確保【再掲】

### ○ 市町村、関係機関、団体等との連携協力

#### 【主な取組】

- ・ 北海道困難女性等支援調整会議及び各地域関係機関連絡会議を活用したケース検討や情報共有【再掲】
- ・ 関係機関による支援が円滑に実施されるよう、支援者向け資料の作成に向けた検討を実施【再掲】

## 6 職務関係者の研修、人材育成の充実等

### ○ 職務関係者の研修、人材育成

#### 【主な取組】

- ・ 関係機関等を対象とした全道セミナーの実施【再掲】
- ・ 女性相談支援員や配偶者暴力相談支援センターの相談員、民間団体の職員、その他関係機関の職員等が、相談対応等について理解や知識を得るための専門研修の実施及び国のオンライン研修の活用による研修機会の確保【再掲】
- ・ 民間シェルター等のサポーター養成のため、各地域において研修会を開催【再掲】

## 【令和6年度の主な取組実績】

### ◆道立女性相談支援センターにおいて、相談・支援業務を実施

相談件数 R6：4,230件 (R5：4,217件)  
一時保護人員 R6：本人177人 (R5：本人147人)  
自立支援入所人員 R6：1名

### ◆道立女性相談支援センターにおいて、メール相談を開設

相談件数 R6.7~R7.3 受理件数：70件

### ◆女性相談支援員（旧婦人相談員）設置市における相談件数

相談件数 R6：8,835件 (R5：10,301件)  
来所相談実人員 R6：2,874人 (R5：2,645人)

### ◆道立女性相談支援センター、本庁、各（総合）振興局（14箇所）のほか、4市（5箇所）に設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談・支援業務を実施

相談件数 R6：<2,864件> (R5：2,960件) ※センター設置市受理分を含む

### ◆主な配偶者暴力被害者相談機関の相談状況

- ・北海道警察相談件数 R6：3,535件 (R5：3,878件)
- ・法務局相談件数 R6：90件 (R5：83件)
- ・民間シェルター R6：4,749件 (R5：4,266件)

### ◆保護命令の状況

保護命令発令件数 R6：39件 (R5：52件)

### ◆北海道困難女性支援調整会議の開催

代表者会議：1回、実務者会議：5回、個別ケース検討会議：1回

### ◆女性相談支援センターにおいて、女性相談職務関係者向け研修を開催

開催回数 1回、受講者数 95名

### ◆民間シェルターの所在する振興局において、配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成研修を開催

開催地 4振興局、受講者数 156名

### ◆配偶者等からの暴力の防止及び困難な問題を抱える女性への支援に関する全道セミナーを開催

参加者数（オンライン） 開催回数 1回、参加者数 184名

## 【今後に向けて】

◇DV被害者や困難な問題を抱える女性が相談につながり、適切な支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図るとともに、一人一人に寄り添った相談支援に努める。

◇道立女性相談支援センターを中心に、民間団体等との連携により、DV被害者や困難な問題を抱える女性の迅速かつ広域的な一時保護体制を継続するとともに、地域の支援機関等との連携により、個々の状況に応じた自立のための支援を行う。

◇北海道困難女性支援調整会議において、関係機関とのケース検討や支援策等に係る情報共有を行い、個々の状況に応じた適切な支援につながるよう、全道的な支援体制の確立・連携強化を図る。

◇引き続き女性相談職務関係者向け研修を開催するとともに、国が作成した研修プログラムを活用し、職務関係者のスキルアップを図る。